

放課後児童クラブにおける民間事業者参入促進動画制作業務委託企画提案募集要領

1 委託業務名

放課後児童クラブにおける民間事業者参入促進動画制作業務

2 委託業務内容

別紙「放課後児童クラブにおける民間事業者参入促進動画制作業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 委託業務期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 委託上限額

4, 549, 600円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 参加資格の要件

参加者に必要な資格は、次の各号を全て満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案を認めるが、この場合は、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。県との契約締結後、当該代表者と代表者以外の構成員で再委託契約を結ぶこととするが、再委託に当たっては、別途委託契約書に定める県の事前承認が必要となる。また、代表者以外の構成員についても、「6（2）のエ及びカからク」に定める参加資格の確認に必要な書類を提出するものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （3）募集要領のホームページ公開日から契約者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513-1号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- （4）募集要領のホームページ公開日から契約者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年3月31日付入審第97-1号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者ではないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- （6）法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (9) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年7月19日埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」（大分類「催物等」、小分類「映画又はビデオ制作業務」）に登録されている者であること。

6 企画提案競技に関する事項

(1) スケジュール（予定）

日 時	内 容
令和8年 8月26日（水）	公募開始、質問受付
令和8年 9月 2日（水） 15時	質問書の提出期限
令和8年 9月 7日（月）	質問書への回答（予定）
令和8年 9月18日（金） 15時	企画提案書等提出期限
令和8年10月上旬	企画提案競技結果通知

(2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下のアからクまでの書類を提出すること。

なお、提出は全て電子データ（PDF形式）とする。

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 企画提案書

仕様書に基づき、概ね以下の（ア）から（オ）の内容を記載の上、A4判・横向き（10ページ以内）で作成、提出すること。

なお、提案では、「①仕様書の内容を具現化したもの」、「②仕様書に独自で上乘せるもの」、「③仕様書と異なる提案を行うもの」の別が明確に判別できるようにすること。

（ア）基本方針、特に重要と考えるポイント

（イ）企画提案事項の内容、実施方法、独自提案

- ・制作方針
- ・動画構成案
- ・独自提案

（ウ）計画期間全体における業務スケジュール

（エ）業務実施体制

※ 次の点に留意し、本業務を円滑に実施できる実施体制を記載すること。

なお、再委託を予定している場合、その予定事業者についても実施体制に記載すること。

- ・本業務の運営管理体制、業務責任者やその他人員の役割等
- ・県との連絡体制及び連絡手段

- ・ 個人情報の管理、法令順守の体制
- ・ 事故があった場合等の危機管理対応等

(オ) その他、必要と思われる事項

ウ 委託料見積書

- ・ 「4 委託上限額」に掲げる上限額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成し、その額を明記すること。
- ・ 経費の内訳表も併せて作成すること。内訳表の作成に当たっては、企画、調整、取材、編集等の経費区分が分かるようにし、その性質上「一式」としか計上できないものを除き、全て単価を計上すること。
- ・ 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とすること。会社印、代表者印は不要。
- ・ 再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額（総額及び積算額）を明記すること。ただし、再委託先の金額は見積金額を上回らないこと。

エ 法人の概要（設立趣旨、事業内容）が分かるもの

オ 本事業に類する業務の受託実績

令和6年度以降における本事業に類する業務の受託実績（事業主体は国、地方公共団体いずれかとする。団体名、契約年度、件名、事業概要、契約金額等が記載されていること。）

カ 法人の登記事項全部証明書（提案日前3か月以内に取得したもの）（コピー可）

キ 法人の定款又は寄付行為、規約若しくはこれに準ずる書類

ク 参加資格の要件を満たす旨の誓約書（様式2）

7 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出方法

電子メール

※件名は「民間事業者参入促進動画制作業務委託企画提案書等」とすること。

※提出後は必ず電話による到達確認を行うこと。

(2) 提出先

埼玉県福祉部こども支援課 放課後児童クラブ担当

電 話：048-830-3322（直通）

メール：a3330-05@pref.saitama.lg.jp

(3) 受付期間

令和8年9月18日（金）15時まで

(4) その他

- ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。
- イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。
- エ 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約にあつては提案書の内容に拘束されない。

8 質問事項の受付

募集内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年9月2日(水) 15時まで

(2) 受付方法

「企画提案募集の内容に関する質問書」(様式3)に記入の上、電子メールで提出すること。また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

なお、簡易なものを除き電話等による質問には応じない。

(3) 提出先

上記7(2)に同じ

(4) 回答方法

質問を行った者の名を伏せた上で、令和8年9月7日(月)までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

ただし、内容によっては以下による方法で回答する場合がある。

ア 内容の集約による回答

趣旨が同じ質問は、内容を集約して回答する場合がある。

イ 質問者のみに回答

参加資格に関することは、質問者に対してのみ回答することがある。

ウ その他

質問内容によっては回答しない場合がある。

9 契約相手方の決定方法

(1) 県は、提出された企画提案書等の審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者として業務履行に必要な協議を行う。

(2) 契約先候補者となった者は、協議を行うに当たり、提案した業務を遂行するための仕様書案を提出すること。

(3) 協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取し、精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

(4) 契約先候補者との協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故等のある場合等契約先候補者として資格要件を失った時は、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をしたのち、総合点に基づき、順次、次点者と協議を行う。

(5) 企画提案競技に参加する者が1者であっても、事前に審査委員会で定めた基準点を満たしていれば契約先候補者として選定する。

(6) 評価に当たっては、別紙「企画提案評価項目(放課後児童クラブにおける民間事業者参入促進動画制作業務委託)」により審査をするものとする。

(7) 審査結果は令和8年10月上旬を目途に提案者全員に対して文書により行う。

10 審査結果等の情報公開

本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。

ア 実施部局名、課名、契約件名及び選定方法

イ 参加申請した全事業者名(ただし、契約先候補者以外は仮称)

ウ 審査基準に係る審査項目

エ 全事業者の得点又は契約先候補者の選定順位に係る評価数値

オ その他発注機関が必要と認める事項

※ただし、発注機関が、埼玉県情報公開条例の規定等を参考に、かつ、契約の目的又は性質から不開示情報に該当すると判断する場合には、当該部分は除いて公表する。

11 その他留意事項

(1) 次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。

オ 提出書類に不足があるもの。

カ 企画提案参加希望書等に代表者の記名がないもの。

キ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。

ク 見積金額を訂正したもの。

ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) 提出書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合はこの限りでない。

(4) 業務委託契約の締結に当たっては、事業実績等により、契約保証金の納付が必要となる場合がある。

(5) 委託契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。受注者には立会人型電子契約サービス利用に係る費用負担は生じない。電子契約の利用について承諾がない場合は、従来通り紙の契約書により契約を締結するが、その場合には受注者には契約書への収入印紙貼付による負担が生じる。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/denshikeiyaku-howto.html>)

12 問い合わせ先

埼玉県福祉部 こども支援課 放課後児童クラブ担当

電 話：048-830-3322（直通）

メール：a3330-05@pref.saitama.lg.jp